

## 蒲郡市公民館活動クラブ等の登録に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、継続的・定期的に公民館を使用するクラブ、教室グループ等(以下「クラブ等」という。)の登録について定め、公民館活動の積極的で円滑な運営を行うことにより、生涯学習の推進に寄与することを目的とする。

### (登録要件)

第2条 登録しようとするクラブ等は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 文化、教養、レクリエーション等、地域の社会教育振興を図ることを目的として組織された団体であること。
- (2) 団体の構成員の半数以上が市内在住・在勤・在学のいずれかであり、かつ、おおむね常時活動者が5名以上であること。
- (3) それぞれの会員が活動及び運営の主体であり、講師又は指導者が主体でないこと。
- (4) 代表者(使用責任者)が、18歳以上(高校生を除く。)であり、かつ、市内在住・在勤・在学のいずれかであること。
- (5) 中学生以下によって構成される団体には、保護者及び指導者による運営組織があり、その組織の長が代表者であること。
- (6) 高校生が主体の団体は、保護者が代表を務めること。この場合に限り、市外在住の代表者を認める。
- (7) 企業・学校等の同好会又はクラブ活動でないこと。
- (8) おおむね1月に一度以上の社会教育活動をしていること。
- (9) 会費は、クラブ等の運営に充てるためのものであり、おおむね1人につき月3,000円程度であること。また、入会金は、おおむね1月の会費程度であり、材料費については常識的な必要経費の範囲内であること。
- (10) 継続的に同一の講師又は指導者を依頼する活動の謝礼は、非営利的活動を目的とする公民館活動にふさわしい額であること。講師又は指導者への謝礼の支払額が著しく高額であると判断される場合は、私塾化の色合いが濃いとみなし登録は認められない。
- (11) 営利を目的とした事業(公民館活動以外の活動を強要することを含む。)を行わないこと。

- (12) 特定の政党・宗教に関係しないこと。
- (13) 家元制等の枠にとらわれないこと。
- (14) 門戸を広く開け、初心者も気軽に加入できる体制をとること。

(申請)

第3条 登録を申請するクラブ等は、次の書類を公民館長に提出しなければならない。

- (1) 公民館クラブ等登録申請書（別記様式）
- (2) 会員名簿
- (3) 予算書
- (4) 活動計画書
- (5) その他参考資料

2 申請の手続は、年間を通じて随時とする。

(登録)

第4条 公民館長は、登録申請があったときは、申請受付から30日以内に可否を決定し申請者に通知する。ただし、新規に登録の申請があった場合は、その活動状況を把握するために、公民館の状況に応じて一定の検討期間を設けることができる。

2 登録の有効期間は、登録の日から当該年度末までとする。

(報告)

第5条 登録されたクラブ等（以下「登録クラブ」という。）は、年度の活動終了後速やかに、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 年間活動報告書
- (2) 収支報告書
- (3) 会員名簿
- (4) 新年度予算書
- (5) 新年度活動計画書

(活動上の留意事項)

第6条 登録クラブは、次の事項に留意して活動するものとする。

- (1) 活動は登録申請の内容に基づいたものであること。
- (2) 知識及び技術の習得を目指すだけでなく、活動を通じて仲間づくりと地域社会に貢献するよう努めること。

- (3) 活動は公開とし、発表及び社会的還元のための事業を行うこと。
- (4) 公民館が行う研修会や事業に積極的に参加し、登録クラブの会員としての資質向上と活動の促進に努めること。
- (5) 指導者中心又は私塾的運営にならないように、会員の相互学習を基本とした活動を促進すること。
- (6) 初心者の入会を歓迎し、常に会員が固定しないように注意を図ること。
- (7) 各登録クラブは互いに協調して活動すること。
- (8) 公民館主催行事及び学区行事が優先するので、率先して協力すること。
- (9) 登録クラブの公民館活動においては、公民館長が認める場合を除き、公民館区在住者の利用を優先すること。
- (10) 一般的モラル及び公民館の関係する規則等を遵守すること。

(登録の取消し)

第7条 公民館長は、登録クラブが第2条に規定する要件に該当しなくなったとき又はこの要綱その他の関連事項に反したと認めるときは、その登録を取り消すことができる。

(運用)

第8条 この要綱は、基本的指針であり、公民館の運営上必要と認める場合は、公民館長の裁量により、その実情に応じた運用ができるものとする。

(改正)

第9条 この要綱の改正については、蒲郡市公民館連合会に諮り、協議の上、蒲郡市教育委員会が行う。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に公民館長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月4日から施行する。